

和牛放牧組織「B・Eco（ベ こ）ネット」の取り組みに ついて

富岡町産業振興課
農林水産係長
黒澤真也



富岡町では、年々増加する耕作放棄地の解消に、和牛放牧組織 **B・Eco ネット** が重要な役割を果たしています。

B・Eco ネット は、平成18年10月に町内沼名子地区及び下千里地区の和牛繁殖農家6戸が中心となって誕生しました。町が耕作放棄地対策を模索している中、沼名子地区の和牛繁殖農家は周辺農地へ悪影響を及ぼす富岡川河川敷の草刈の省力化、畜産経営の省力化を検討していました。この2つの考えが、耕作放棄地・河川敷への和牛放牧ということで合致しました。特筆すべきは、この6人の農家のうち5人が認定農業者であることです。地域農業と自分の経営の将来を見据えた取り組みに対する答えが、放牧を取り入れた畜産経営を行うことでした。

この放牧は、電気牧柵を用いた移動式であることから、小区画・少頭数での放牧となり、和牛の管理や牧柵の点検など日常の監視が容易になります。また、放牧を行うことで、飼料費用の低減や餌やり・糞尿処理等の労力の低減、更には放牧牛のストレスが減り健康となり、分娩間隔が短縮されるなど、畜産農家にとって多数のメリットがあります。

19年度は耕作放棄地3.6ha、河川敷2ha、

20年度は耕作放棄地3.6ha、河川敷4haで放牧を実施。更に放牧跡地に新野菜プチヴェールの栽培、河川敷にライ麦やイタリアンライグラスを播種し、次年度の放牧に活用するなどの試みを行いました。町としましては、耕作放棄地地権者に対する土地使用の交渉や河川管理者である県に対する占用許可申請を行うなど、**B・Eco ネット** の活動を支援しています。今後は放牧により解消した跡地に飼料用米等の作付を推進するなど、生産調整の拡大・定着を図っていきたいと考えています。

本町においては、平成21年2月に耕作放棄地対策協議会を設立しました。協議会では、今後本格的に耕作放棄地解消及び再生利用に取り組んでいくうえで、耕作放棄地解消実動部隊を町内の集落営農組織にお願いしたいと考えていますが、**B・Eco ネット** も実動部隊のひとつとしてその重要な役割を担っていくものと期待しています。



福島農政事務所からのお知らせ

水田等の有効活用による自給力・自給率向上を！

戦略作物の作付拡大に対し水田等有効活用促進交付金を新たに交付します。

【ポイント】

- 食料自給力・自給率向上に資する作物の生産拡大を後押しします。
- 主食用水稲の生産調整拡大へ円滑に対応可能です。
- 米粉用・飼料用米といった主食用以外の水稲による生産調整を支援します。

【交付対象】

転作の拡大、調整水田等不作付地の解消により対象作物（大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米）を作付拡大した場合、新たに助成金を交付します。

【助成に当たり取り組みが必要な内容】

- 営農計画書を提出していること。
- 生産調整実施者であること。
- 20年産よりも対象作物の作付面積が拡大していること。
 - ・原則として、20年に主食用水稲以外の作物が作付けられている田畑に対象作物を作付けても拡大とはなりません。
 - ・なお、景観作物、緑肥作物等が作付けられている田畑での対象作物の作付けは助成対象となります。
- 実需者との播種前契約等による需要に応じた生産を実施していること。
 - ・大豆・麦：実需者と播種前に出荷契約を結ぶ。
 - ・飼料作物：畜産農家と利用供給協定を結ぶ。自家消費の場合には自家消費計画を策定し、自家家畜に供給。
 - ・米粉・飼料用米：生産製造連携事業計画を作成し認定を受ける。
- 低コスト生産を行うこと。
- 捨て作りを行わないこと。

【助成単価と取り組むべき内容】

単位：10a当たり

米粉・飼料用米	単 価	助成に当たって取り組むべき内容		
		播種前契約等	導入技術	捨て作り防止
面積払	5万円部分	○	3ポイント	—
	5千円加算	○	4ポイント	○

麦・大豆	単 価	助成に当たって取り組むべき内容		
		播種前契約等	導入技術	捨て作り防止
面積払	35,000円	○	3ポイント	—
面積払(水田裏作)	15,000円	○	4ポイント	—
水田経営所得安定対策 固定払相当額助成 ※1	麦 ※2 27,600円 ※3 大豆 ※2 20,200円 ※3	○	3ポイント	○
数量加算(単収180kg以上)	大豆 3,000円/60kg	○	4ポイント	○

※1 「水田経営所得安定対策固定払相当額助成」は、水田経営所得安定対策の加入者に限定。

※2 麦、大豆については「水田経営所得安定対策成績払」の助成があります(同対策の加入者に限定)。

※3 「担い手経営革新促進事業」の単価と同額。

飼料作物	単 価	助成に当たって取り組むべき内容		
		播種前契約等	導入技術	捨て作り防止
面積払	35,000円	○	3ポイント	—
面積払(水田裏作)	15,000円	○	4ポイント	—

畑地への助成	単 価	助成に当たって取り組むべき内容		
		播種前契約等	導入技術	捨て作り防止
面積払(畑不作付地) ※助成期間は1年間	15,000円	○	4ポイント	—

(注)：麦については、平成22年から対象(別途20年度補正予算において21年産を対象にした対策を実施)。

飼料作物にはWCS用稲を含む。

緊急一時金による作付拡大分の取扱い(案)

- 緊急一時金による20年産の作付拡大や低コスト試験の取組を継続すること。
- 緊急一時金と促進交付金との重複の調整を図ること。

【緊急一時金と促進交付金の重複の調整】

・地域協議会単位での調整

緊急一時金による20年産の作付拡大面積を促進交付金の対象とする一方、緊急一時金相当額((長期生産調整実施契約・生産調整実施者分は1万円/10a、長期生産調整実施契約・生産調整非実施者分は0.6万円/10a、非主食用米低コスト試験契約分は1.7万円/10a)×緊急一時金での拡大面積)を当該地域の産地確立交付金から削減します。

・農業者単位での調整

地域内の農業者間の公平性確保の観点から地域協議会が必要な調整を行うこと。

【促進交付金への切り替えの手続き】

次のいずれかを地域協議会において選択し、県協議会への申請は、地域協議会が一括して行うこと。

- ①事務の簡素化の観点から、地域協議会単位で一括して行う。
- ②事務は複雑になっても、個人単位で行うこと。

最寄りの農政事務所に相談ください

東北農政局 福島農政事務所

食糧部計画課

福島市浜田町1-9

024-534-4144

地域第一課

会津若松市町北町大字藤室字達磨183

0242-22-7381

地域第二課

郡山市川向128

024-937-3980

地域第三課

いわき市平字堂根町4-11 (いわき合同庁舎内)

0246-23-8511

地域第四課

白河市旭町1-242

0248-22-1241